

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 3 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 4 7 号

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政組織等に関する規則（平成 1 6 年鳥取市規則第 2 0 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表福祉部の部長寿社会課の項中「、ねんりんピック推進室」を削る。

第 1 0 条長寿社会課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条障がい福祉課の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 2 1 条の表各地域振興会議の項を削る。

第 5 1 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 0 日から施行し、改正後の鳥取市の行政組織等に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。